

平成22年第2回潟上市議会定例会会議録（5日目）

○開 議 平成22年6月28日 午前10:00

○散 会 午後12:10

○出席議員（20名）

1番 中川光博	2番 大谷貞廣	3番 児玉春雄
4番 藤原幸作	5番 菅原理恵子	6番 澤井昭二郎
7番 菅原久和	8番 伊藤栄悦	9番 戸田俊樹
10番 佐藤義久	11番 小林悟	12番 岡田曙
13番 佐藤昇	14番 藤原典男	15番 西村武
16番 鈴木斌次郎	17番 堀井克見	18番 藤原幸雄
19番 佐々木嘉一	20番 千田正英	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	石川光男	副市長	鑑利行
教育長	肥田野耕二	総務部長	山口義光
会計管理者	佐々木博信	産業建設部長	児玉俊幸
水道局長	菅原龍太郎	教育次長	鈴木公悦
市民生活部長	小林健一	福祉保健部長	鈴木司
総務課長	藤原貞雄	企画政策課長	幸村公明
活性化推進室長	関谷良広	財政課長	川上護
産業課長	伊藤清孝	総務学事課長	鎌田雅樹
生涯学習課長	菅原一	市民課長	鈴木利美
生活環境課長	近藤進	社会福祉課長	大木充
税務課長	山平重男	都市建設課長	渡部智
農業委員会事務局長	根一	選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	三浦永寿
追分出張所長	三浦喜博	幼児教育課長	小玉隆

高齢福祉課長 伊藤 律子 健康推進課長 伊藤 正吉

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤 正 議会事務局次長 門間 善一郎

平成22年第2回潟上市議会定例会日程表（第5号）

平成22年6月28日（5日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第38号 潟上市住民基本台帳カードの利用に関する条例（案）について
- 日程第 2 議案第39号 潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（案）について
- 日程第 3 議案第40号 潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第41号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第44号 天王本郷自治会館の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第45号 平成22年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 7 議案第46号 平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 8 議案第47号 平成22年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 9 議案第48号 平成22年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第10 議案第49号 平成22年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第11 議案第50号 平成22年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第12 議案第51号 平成22年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第13 請願・陳情について
- 日程第14 各常任委員会の報告について

総務文教常任委員長

社会厚生常任委員長

産業建設常任委員長

日程第 1 5 議員派遣の件について

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成22年第2回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議案第38号、潟上市住民基本台帳カードの利用に関する条例（案）について から 日程第13、請願・陳情について】

○議長（千田正英） 日程第1、議案第38号、潟上市住民基本台帳カードの利用に関する条例（案）についてから日程第13、請願・陳情までを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

【日程第14、各常任委員会の報告】

○議長（千田正英） 日程第14、これより各常任委員会の報告を行います。

付託されておりました各常任委員会の所管部分について、各常任委員長より、これまでの審査の経緯と結果について報告を求めます。

報告の順序は、総務文教常任委員会、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会の順に行います。

最初に総務文教常任委員会の報告を求めます。7番菅原久和総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員会の報告】

○総務文教常任委員長（菅原久和） 平成22年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成22年6月21日
2. 出席委員 小林 悟、藤原典男、西村 武、鈴木斌次郎、堀井克見、千田正英、菅原久和
3. 説明当局 副市長、教育長、総務部長、会計管理者、教育次長、議会事務局長、各関係課長
4. 書 記 総務部 企画政策課 古仲 淳
5. 審査の経過と結果

議案第40号、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(案) について。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い、育児休業等を行うことができない職員の範囲等、その他所要の規定を改める必要があるため、関係部分を改正するものです。

委員から、育児休業の請求があった場合の職員シフト・配置の対応策について質問があり、当局からは、勤務体系の早急な検討と、育児休業取得についての申し出は早めにお願ひすることで対応するとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第44号、天王本郷自治会館の指定管理者の指定について。

本案は、地方自治法の規定により、天王本郷自治会館の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

委員から、使用料収入があった場合の取り扱いについて質問があり、その場合は指定管理者の収入となるが、毎年度決算書を確認し、収入の方が多い場合は次年度以降の指定管理料で調整するとの回答でした。

また、自治会館の位置づけと条件の質問については、単一の自治会のみが使用する施設ではなく、複数の自治会で使用する広域的な利用が可能な施設との回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第44号、平成22年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入について、14款2項2目民生費県補助金の主なものは、保育所整備等特別対策事業補助金（保育園分）で320万円の補正です。同じく9目教育費県補助金の主なものは、保育所整備等特別対策事業補助金（幼稚園分）で80万円の補正です。これらは各保育園・幼稚園のAED（自動体外式除細動器）ならびに感染症予防対策としての加湿器購入費用に充てるものです。

14款3項1目総務費委託金は「緑の分権改革」推進事業委託金2,475万円の補正で、これは新エネルギー活用実証調査の委託事業費です。

委員から、具体的な事業内容の質問があり、当局からは、沿岸部における蓄電池併設型の複数の風力発電設置の可能性調査と事業化に向けての調査・検討であるとの回答がありました。

18款1項1目繰越金は1億2,877万1,000円の補正で、これは前年度の繰越金です。

19款5項5目雑入の主なものは市町村振興助成金1,042万8,000円で、交付予定額の変

更によるものです。

20款1項5目土木債は1,900万円の補正で、これは道路改良事業に係るものです。

歳出について、職員の人事異動等による人件費の補正に係る部分の説明は割愛させていただきます。

2款1項5目財産管理費の主なものは、証明書自動交付機設置に伴う3庁舎の警備委託料137万2,000円です。

同じく6目企画振興費の主なものは、新エネルギー事業実証可能性調査委託料2,436万5,000円です。

委員から、調査の結果、事業化された場合の潟上市のメリットと運営母体について質問があり、当局からは、構築物については固定資産税の課税対象となり、工事関連企業の経営状況の向上や雇用の創出も見込める。運営に関しては企業や市民参加型の手法を検討するが、NPO団体など様々なケースが考えられるとの回答がありました。

同じく9目電子計算費の主なものは、証明書自動交付機の保守管理委託料265万円と、天王庁舎の住基カード発行機の故障に伴う備品購入費174万1,000円です。

2款2項2目賦課徴収費は446万3,000円の補正で、エルタックス（国税連携）に関する費用で、税務署からの電子データ受信を可能とするための費用です。

3款2項5目保育園費の主なものは、8園分のAEDならびに加湿器の購入費用416万5,000円です。

5款1項2目勤労青少年ホーム管理費は47万8,000円の補正で、証明書自動交付機設置に伴う警備委託料です。

10款2項2目事務局費の主なものは、羽城中学校を対象とする魅力ある学校づくり調査研究事業に係る費用80万円です。

同じく3目外国青年招致事業費は50万2,000円の補正で、ALTの交代に係る費用です。

10款4項2目幼稚園費の主なものは、2園分のAEDならびに加湿器の購入費用104万2,000円です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第6号、新庁舎建設の計画を中止し、現施設活用を求める陳情書について。

新庁舎の建設については、議会においても調査特別委員会が設置されるほどの重要な事業である。この会期中で判断するのは物理的に不可能で、より慎重に審査する必要がある。

ある。閉会中にも委員会審査ができるよう要請し、継続審査とすべきという意見がありました。

本陳情は、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告とします。

○議長（千田正英） これで総務常任委員会の報告を終わります。

これから議案の審議に入りますが、質疑については、ご承知のとおり、ただいま報告されました常任委員長への質問は審査の経過と結果についてだけです。

また、各補正予算につきましては質疑、討論までとし、採決につきましてはすべての委員長報告終了後に行います。

なお、条例案と請願・陳情については、そのつど採決まで行います。

それでは、ただいまの総務文教常任委員長からの報告がありました議案第40号、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決致します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号、天王本郷自治会館の指定管理者の指定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決致します。本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、平成22年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。18番藤原議員。

○18番（藤原幸雄） どうも委員長、御苦労さまでございます。

真ん中ほどにあります、いわゆるAED、自動体外式除細動器、この作動の訓練といえますか、特別訓練の必要があると思いますが、今後、当局からどのような形で指導されるのか、このものを使用するための指導をされるのか、その辺のところでご説明あったらひとつ教えていただきます。

○議長（千田正英） 7番菅原委員長。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 18番の藤原議員にお答え致します。

AEDの訓練等の指導については、当委員会の中では話がございませんでした。

○議長（千田正英） ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、陳情第6号、新庁舎建設の計画を中止し、現施設活用を求める陳情書について、質疑を行います。質疑ありませんか。18番藤原議員。

○18番（藤原幸雄） どうも委員長、御苦労さまでございます。

皆さんもご案内のように、この陳情書の大きな問題が3点ございます。ここに書いてあるのを若干読ませていただきますが、3庁舎と1出張所の活用で市民の利便を最優先することとありますが、まさにこれは既存のまま、そのままということで、合併協の取りまとめと大きな乖離があると思いますが、この点についてどのようなご議論があったのかお伺いします。

また、第2点の天王庁舎は公民館と合築、あるいは新築をするということでございます。

すが、まさにこれは物理的に無理があると思いますが、この点についてもどのようなご議論がされたのかひとつお伺いします。

この3点め、主たる業務を昭和庁舎で行い、狹隘の分は増築し活用することとなっておりますが、これは合併時の合意と逆行するような感じでございますが、この点についてもご議論があったらひとつご説明いただきたいと思います。

○議長（千田正英） 7番菅原委員長。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 18番藤原議員にお答え致します。

当委員会では、この陳情につきましては非常に大事な内容でありまして、ここですぐ結論を出すということは難しい。したがって慎重に審議する必要があるということでありまして、それで閉会中の審査も可能にするということで閉会中の継続審査をお願いするということでありまして、またそれと同時に調査特別委員会が設置されたこともあり、そのからみもこの後あるということを含めまして、今の3点につきましては中身については審議致しておりません。

以上です。

○議長（千田正英） 18番藤原議員、よろしいですか。

○18番（藤原幸雄） はい。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第6号については、総務文教常任委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第6号は総務文教常任委員長の報告のとおり継続審査することに決定致しました。

なお、陳情第6号について、総務文教常任委員長からの閉会中の継続審査の申し出があります。

これより採決致します。陳情第6号につきましては、総務文教常任委員長の申し出の

とおり閉会中の継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、総務文教常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定致しました。

次に、社会厚生常任委員会の報告を求めます。13番佐藤昇社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員会の報告】

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） おはようございます。平成22年第2回定例会で社会厚生常任委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成22年6月21日、22日

出席委員 中川光博、児玉春雄、藤原幸作、岡田 曙、佐々木嘉一、佐藤 昇

説明当局 市民生活部長、福祉保健部長、各関係課長

書記に、福祉保健部 社会福祉課 宇瀬さんをお願いしております。

.....
.....
.....
.....

それでは、審査の経過と結果について。

議案第38号、潟上市住民基本台帳カードの利用に関する条例（案）について。

本条例は、証明書自動交付機を導入することに伴い、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳カードの利用目的、利用方法等について必要な事項を定めるため、関係条例を制定するものです。

住民基本台帳カードは、住民票の写しや各種証明書の発行、また、印鑑登録証としての利用も可能になり、証明書自動交付機は10月1日の稼働を予定しています。

委員からは、住民へのPR方法について質問があり、市広報により周知していくとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定により不均一課税している国民健康保険税の税率について、税率を統一する必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

平成22年度は不均一課税統一の最終年度であり、被保険者の所得額減少や社会経済状

況等を考慮し、医療給付費分の所得割率を9.1%に統一するものです。

委員からは、税率を下げることにより国民健康保険財政にどのような影響があるかという質問があり、平成22年度は減収分を前年度からの繰越金で補うとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号、平成22年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入の主なものについて、14款2項2目民生費県補助金の主なものは、住宅手当緊急特別措置事業費補助金143万4,000円で、国庫補助金から県の基金で対応するための組み替え分と増額分です。

17款1項1目特別会計繰入金40万円は老人保健特別会計繰入金で、平成21年度の精算による返還分です。

歳出の主なものについて、2款1項11目生活総務費1,653万2,000円の増額は、人事異動による人件費の補正です。

3款1項2目障害者福祉費91万4,000円の増額は、身体障害者手帳を保持しない市在住の補聴器を必要とする18歳未満の児童に対し、購入費の一部を助成するものです。

3款1項9目後期高齢者医療費885万6,000円の増額の主なものは県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金で、これは秋田県全体の療養給付費が増加したことによるものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号、平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出それぞれ312万9,000円を増額し、歳入歳出の総額を37億2,036万8,000円とするものです。

この主なものは、人事異動に伴う人件費と老人保健医療費の確定に伴う拠出金の増額です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号、平成22年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出それぞれ263万6,000円を増額し、歳入歳出の総額を374万8,000円とするものです。

この主なものは、平成21年度の医療費実績の減額に伴う交付金返還金です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号、平成22年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出それぞれ90万2,000円を増額し、歳入歳出の総額を2億6,233万7,000円とするものです。

これは人事異動に伴う人件費です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号、平成22年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出それぞれ93万4,000円を減額し、歳入歳出の総額を26億7,112万1,000円とするものです。

これは人事異動に伴う人件費です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第5号、湖東病院の機能正常化を求める陳情について。

本陳情については、住民の不安を解消し、病院の機能正常化のため、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。以上です。

○議長（千田正英） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま社会厚生常任委員長より報告のありました議案第28号、潟上市住民基本台帳カードの利用に関する条例（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。18番藤原議員。

○18番（藤原幸雄） 私が言わんとするところはこの議案書には書いてございませんが、今、佐藤委員長から初日ですか、午後から即クリーンセンターの方へ行ってきたということで報告を受けました。本来であれば、報告したとなれば報告書に書くべきが普通じゃないんですか。それとあわせてクリーンセンターに視察に行ってきたということでございますが、付託もされないのにどういう目的で行ってきたのか、その内容と、それから委員長、あるいは介護施設とかいろいろな所へ行ったという話を聞いておりますが、どういう経緯で行ったのか、あるいは議長の許可を得て行ったのか、そこら辺の手続き等は私専門家でないのでよくわかりませんが、やはりきちっと、公用車でいったならば

ここでやはり報告すべきだと思いますが、委員長その点、まず見てきた所の感想と、その前段に言ったルールですか、そこをきちっとひとつご説明ください。

○議長（千田正英） 13番佐藤委員長。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 18番藤原議員にお答えをします。

この現地視察については、以前から議員の中から定例会あるときはやはり所管の施設等、見ておく必要があると。それから審査に入った方が効率的であるし、何といたっても現状把握をすることが大事だということでもあります。その取りまとめを議会開催前から要望がありまして、そして議会の当日21日の日に部長に前からお願いを致しておりまして、そして現地調査に入るという確認をしまして会議を開きまして、現地へ赴いたところでございます。

それからクリーンセンター、それから介護施設を視察したその内容についてでございますけれども、ご承知のように以前から3月当初予算の際にもいろいろとご議論がありました。今後このことについては大変注目されることもありまして、そして、このたび私ども所管の研修視察の一大項目に入れておりまして、現在の状態を把握しながら研修視察に出ると、効率的ではないかということになりまして現地を視察したところでございます。実態は今までのいろいろな話が出たように、耐用年数を過ぎた大変老朽化した施設でございました。

それから介護施設ですが、天王、昭和、飯田川それぞれ市民の方から議員が我々の施設を見に来ることはない、一度是非見てもらいたいという要望も数多くあったということで、このたびこのような視察になったというような状態でございます。

やはり「百聞は一見にしかず」というとおり、やはり現地を見て施設入所者の状態等々を把握したということは、議員全員がよかったということでございます。それぞれの施設の中身については時間も要することですし割愛させていただきますが、いずれ各施設がもう目いっぱい満床の状態でありまして、入所者の方々は結構元気に過ごしておるといった感じを受けたところでございます。

なお、この場合、こういう審査の対象でありますから、このところに書き込んでしっかり報告するということは今後検討致しまして、そのように前向きに対応したいと考えております。

公用車で現地を視察しております。

以上です。

○議長（千田正英） 18番、再質問。

○18番（藤原幸雄） 最終的に今後検討するとありますが、本来であればやはり原則的に委員長も長く委員やっておりますので、付託されたのを最優先するというところでございますが、ちなみに私ども議会報告会で今潟上市で一番大きな問題は何かといたら、委員長もクリーンセンター、あるいは庁舎の問題と2つ挙げたわけでございますが、全く私もそのとおりだと思います。

今説明の中で、クリーンセンターも大変老朽化しておりますので非常にこれもまた大きな問題だと、私は否定するものではございません。やはり行動する場合は必ずといってもこれ書かなければならないというあれがあるかないか、そこら辺はよく専門家でないからわかりませんが、いずれにしても行動する場合には、委員会全体で行動する場合には先ほど口頭でしかるべき所へ行ってきましたと言ったわけですが、これは何も残らないんですよ。何も残らないから、やはりきちっと報告書に書いてそうしておかないとうまくないと思いますが、その点、ただ反省しますとか今後考えますとかって言っても何となるか、そこら辺私よくわかりませんが、ひとつお願いします。

○議長（千田正英） 13番佐藤委員長。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） このところの法的な解釈については、つまりは付託された議案について会議規則102条の規定により報告しますということでございます。しかし、そのような現地視察をしたということについても、これしっかりここに書き加えなければならないということにつきましては、先ほど申し上げましたように事務局と今度ご相談しましてはっきりした方向を打ち出していくような形に検討させていただきます。

○議長（千田正英） 18番、再々質問ありますか。

○18番（藤原幸雄） 専門的でないということは言うまでもございませんが、事務局の方で先ほど委員長が報告した内容を、ずっとこれはいわゆる議事録というのは永久のものでございますので、その点どう扱うかよくわかりませんが、ここに常任委員長もおりますが、その辺のところ今すぐ即答というわけではございませんが、後ほど考えておいてください。常任委員長もちょっと宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 13番佐藤委員長。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） この書類につきましては私ども職員を通して各課長、部課長の関係の方へこの書類を回してチェックを受けておりますし、議会の方のいわゆ

る、つまりは議長サイドのところにも事務局を通してこの書類を上げてございまして、何らこれにつきまして、いや、これはだめだとかという瑕疵というものを指摘された経緯はございません。

○議長（千田正英） ほかにございませんか。17番堀井議員。

○17番（堀井克見） 今の議論にちょっと関連するわけですけども、委員会に付託をすると。委員会審査というのは原則付託された範疇の中で委員会審査をするというのが大前提です。今、佐藤 昇委員長のお話を聞いていますと、まさしく付託された委員会審査に入る前に、いわゆる所管の施設、ごみ処理場、あるいはまた介護施設を見たとき、こういうことなんですね。これはいわゆる議会用語で言いますと、ルール上いきますと所管事務の調査といたしまして、普通、所管事務の調査をする際は許可が必要です。公務として動くわけですから勝手に行くわけにはまいりません。自分方の所管だから、ごみ焼却場がね、今、県外研修に行くから事前研修の意味を込めたということは全くこれ別物でありまして、少なくとも常任委員会が公務として公用車を使って、あるいはまた職員、部長以下、職員をお供して行くということは、所管事務の調査ということで許可をいただいて議会の職権を行使すると、これは明らかですから。このことをです、しゃあしゃあと冒頭に付託されないことをまず報告して、そして付託されたことに入っていくということが議会の運営上のルールにかなうのかどうか。このことを許してはやはりね、千田正英議長がね、どういう見解のもとでこれを質疑として今議会に供したのか。そのことをまず議長の見解を、こういうルールで物事をやるっていうことは正しいのか否か。ルールだとすれば、どういうルールに従ってやったのかということのまず議長の見解を求めたいと思います。それから今質疑をさせていただきます。

○議長（千田正英） 13番佐藤委員長、これは委員会開催してから、それで委員会で検討して現地を視察して審査に入るという、そういう報告でしょうか。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 初日の21日は審査の対象として、まずテーブルに着いて全員確認しながら現地に行ったということです。いきなり会議も開かないで行ったということではございません。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

.....
午前10時54分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。9番戸田議員。

○9番（戸田俊樹） 委員長どうも御苦労さまです。

国保税について私からちょっと審査の内容と見解とといいますか、当局の見解をお伺いしたいというのは委員会審査だけですけれども、先般の行政報告では市長の方から国保会計の収支は21年度の決算が2億5,000万円の剰余とといいますか、あるという報告をいただいております。3月定例会において国保会計の本予算は通過したわけですけれども、その段階での均一化に伴った率は説明されておらなかったわけで、9.1%に。1000分の9.1に均一化するという今回の6月定例会の上程でございますけれども、その段階で既に本予算を通すときに昨年の一般会計からの繰り入れ、本年度の一般会計への繰り入れ等々、それから国保会計の決算状況を見ながら既にその9.1は内々決まった上での本予算書を3月定例会にあげたのではないかと思うんですが、今回の定例会において所得割を9.1%に統一するというので、一昨年の20年度の会計の段階では約5,000万円不足しているということで、一般会計への繰入金、2億7,000万円近い一般会計からの繰り入れをやって、21年度は2億4,000万円ほどの一般会計の繰り入れをしたけれども約3,000万円、21年度は不足するという予想で天王地区を10.2、昭和を10.0、飯田川を9.8に率を上げたわけです。しかしながら、その結果2億5,000万円の剰余が出たということは、収納率等いろいろ計算なり、それから一般交付税の関係もいろいろあると思いま

すけれども、なかなか当局の国保税に対する考え方が、合併ありきで3年で均一化するのを5年待って平成22年度から均一化したということで、この辺の考え方が全然示されておらないというところで、社会厚生常任委員会ではその辺の過去の経緯なり、これから予測される22年度の単年度の収支差がどうなるのか、見通しをどういうふうに話し合われてこういうふうになったのかご説明をいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 13番社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 戸田議員にお答えをします。

この税の改正の条例案については、このたびの初日のときもいろいろご議論されたこととございます。提案理由にもありますように、本案は合併協の懸案事項の中に入っておりまして、これはやはり税率を一元化する必要があるということは市民からもこれまでたびたび指摘をされたところとございます。このたび改正の点を踏まえて、これを一元化するというような形に9.1に統一するという事になったことについては皆さんご理解のようでございますが、その経緯についてはやはり委員からも質問ありました。いわゆる税率を下げた理由は何かということとございますが、この国保会計は大変な破綻寸前の状態であるということは本市だけではないわけで、これはみんなこの件に懸念を示しておるとおりでございますが、経済情勢下の悪化による所得の減少に配慮し、住民負担の軽減を図るためということで税率を下げていくということで、あくまでも大変苦しい状況の中であっても国保税の負担が大きいということで、先般、堀井議員からも指摘があったようですが、これなども相当市民に圧迫をしているということで、できる限りの財政が許す限り一元化しながら税率を下げたならばということで負担の軽減を図りながら効果的なものにしていきたいということとございます。

9.1%に下げたことによりまして税収で5,800万円ほど減収になるということですが、前年度の国保税の繰越金で賄いながら運営していくということ、いずれそうしても大変厳しい状況になるということとございますが、何せこれは法律事項でございます点からも今度は後期高齢者の改正等もあるということなども動向を踏まえながら、賢明な方法で対応してまいりたいというようなこととございました。

そこで一番問題になるのが滞納でございます。収納率を上げるということで今現在ちょっとペナルティーなども1,900万円ほど毎年あるわけですが、その解消を図るために県の方と一体となって今職員を派遣しながら徴収率のアップを図りたいという懸命な努力をしているというような状態とございます。

- 議長（千田正英） 9番、再質問ありますか。9番戸田議員。
- 9番（戸田俊樹） 説明ありましたけれども、税率を下げたからもういいんだと、均一化したからいいんだと。じゃあ過去に多く払ってきた部分についてはどういう責任があるんでしょう。例えば国保会計が潤沢にあらゆるインフルエンザやいろんなことについて対応できるように回転資金として二、三億円は欲しいんだということがあるとすれば、この9.1というのがどんなシュミレーションから生まれた数字なのか解せないわけです。この辺については何か委員会の方では審査ありましたか。
- 議長（千田正英） 13番佐藤常任委員長。
- 社会厚生常任委員長（佐藤 昇） このいわゆる数値の上げ下げのことで問題あるかなしかという議論には至っておりませんでした。
- 議長（千田正英） 再々質問よろしいですか。
- 9番（戸田俊樹） はい。
- 議長（千田正英） ほかにございませんか。17番堀井議員。
- 17番（堀井克見） この問題、本定例会の冒頭でも専決処分からんで自治法の改正によってマックスの部分が69から74に上がると、アップするというので私は異を唱えましたが、一応まず賛成はしました。それはそれとしておきまして、今、委員長の報告の中で気になったのは、委員から質問があったと。税率を下げることによって国民健康保険財政にどのような影響があるのかという質問があったと。平成22年度は減収分を、減った分を前年度からの繰越金で補うとの回答がありました。理由はこれだけなんですか。そうすれば、この定例会の冒頭でやったいわゆるマックス部分、4万のアップ部分の財源等々が私は総括的に充てられるものだと、財政が苦しいが故に。そういう解釈を当然するわけですけども、これ見ますとそうじゃないんですよね。少なくとも、先ほども戸田さんから話があったように2億4,000万円の言ってみれば繰越部分を充てていくんだということに尽きるんですか。どうなんですか。
- 議長（千田正英） 13番佐藤社会厚生常任委員長。
- 社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 堀井議員にお答えをします。

このところでは各委員からご議論がありました。いや、それは統一して9.1にして下げて市民の財政をできる限り負担を少なくする方法もいいんですが、国保会計を応援する上ではやはり税率をもっと上げながら国保の運営をしっかりと大体2億5,000万円ほどの状態で運営すべきではないのかという方法もあるということなども話されたこともあ

りますが、堀井議員が言われたようにいわゆる72万円までアップできると、アップされるということにおいては、国の法律事項だというような解釈にして立っておりまして、このたびの委員会審査の中ではそのようなことまでは踏み込んで質疑をしておりません。

○議長（千田正英） 17番、再質問ありますか。

○17番（堀井克見） 委員長ね、私言うのは、まさしくこの22年分の減収、今年の足りない部分は21年度の分の余ったもので補てんしていくんだと、わかりやすく言えば、そういうことなんですよね。戸田さんも今言ってますけれども。だとすれば、この間、冒頭に会議でやった69万円から73万円、4万円のアップ、この部分の金額というのはどこに歳入として見込まれてくるのか。恐らくトータルのなものだと思うんですよね。法律改正だという部分と、現実の収入がアップしてくるので、その部分においてはマックスが上がるわけですから。ですからトータルのな予算としての運用を図らなきゃだめだと私はそう思うんですよね。その点からいきますと、この理由だけで本当に正しいんですかと、こういうことを確認したいんです。

○議長（千田正英） 13番佐藤委員長。

○社会厚生常任委員長（佐藤 昇） 確か私の記憶ではトータルのにはそんなに大きい収入が出てこないというようなことを記憶しております。具体的なことについては、そこまでは踏み込んでおりません。

○議長（千田正英） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、平成22年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について、質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第46号、平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第47号、平成22年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第1号）（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第48号、平成22年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第49号、平成22年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、陳情第5号、湖東病院の機能正常化を求める陳情書について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第5号については、社会厚生常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、陳情第5号は社会厚生常任委員長の報告のとおり採択することに決定致しました。

暫時休憩します。11時20分から再開致します。

午前11時10分 休憩

.....
午前11時20分 再開

○議長(千田正英) 休憩前に引き続き会議を再開致します。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。10番佐藤義久産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員会の報告】

○産業建設常任委員長(佐藤義久) 平成22年第2回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 平成22年6月21日

出席委員 伊藤栄悦、大谷貞廣、菅原理恵子、澤井昭二郎、戸田俊樹、藤原幸雄、
佐藤義久

説明当局 産業建設部長、水道局長、各関係課長

書記 産業建設部 都市建設課 菅原智也さんを指名しております。

審査の経過と結果

議案第39号、潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（案）について。
本条例は、土砂等による無秩序な土地の埋立て等を防止することにより、自然環境の保全および災害の防止を図るため関係条例を制定するものです。

委員から、作業区域面積の適用範囲について質問があり、基準は1,000㎡以上とし、それ以下のものについては、第13条の規定により面積規模にかかわらず規制基準に適合しない土砂等の埋立てを規制することとし、また、パトロール等を強化し指導するとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第45号、平成22年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

13款2項4目土木費国庫補助金は3,390万円の増額で、社会資本整備総合交付金による道路改良に係るものです。

委員から、増額の要因について質問があり、国の交付金決定により広域秋田五城目線舗装補修工事2,000メートルと、橋梁長寿命化修繕計画162橋分の策定委託料が増えたことによるとの回答がありました。

13款2項6目農林水産業費国庫補助金は618万円の増額で、主なものは水産物供給基盤機能保全事業費補助金です。

19款5項5目雑入のうち525万円は井川町上水道変更認可申請作成業務負担金で、井川町から給水を受けるための変更認可にかかわる開発業者からの負担金です。

20款1項5目土木債は1,900万円の増額で、道路改良事業に係るものです。

歳出の主なものについて申し上げます。

6款1項3目農業振興費は712万6,000円の増額で、主なものはえだまめ日本一産地条件整備事業費補助金で、農業機械購入に係るものです。

委員から、えだまめ日本一産地条件整備事業費補助金の内容について質問があり、県が今年度新たに創設した事業で、奨励作物である枝豆の生産拡大に向けた取り組みを支援するものです。内容は農業機械等の購入者に補助するもので、市においては前年度より作付面積2.5ヘクタール増の13.7ヘクタールであることの回答がありました。

6款2項林業費は118万円の増額で、美しい森林づくり基盤整備交付金により11.08ヘクタールの山林間伐に係るものです。

6款3項水産業費は1,095万3,000円の増額で、主なものは水産物供給基盤機能保全事

業にかかわる天王、江川両漁港の機能保全計画策定委託料です。

8款2項道路橋梁費は9,746万9,000円の増額で、主なものは道路改良工事に係るものです。

8款3項河川砂防費は300万円の増額で、急傾斜地崩壊対策事業の負担金に係るものです。

8款5項1目建築住宅総務費は1,800万円の増額で、住宅リフォーム補助金に係るものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第50号、平成22年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出それぞれ584万1,000円を減額し、総額を13億9,073万円とするもので、主なものは下水道事業の補助対象額が要望に対し100%充当されたことにより、補助事業費と単独事業費の組み替えによるものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号、平成22年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について。

収益的支出1款1項営業費用は1,057万2,000円の増額で、人事異動による人件費にかかわるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第4号、「安全・安心な国民生活実現のため防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続」を求める陳情書の提出について。

本件は近隣市町村からの情報収集、動向を見てからとし、継続審査すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告と致します。

○議長（千田正英） これで産業建設常任委員会の報告を終わります。

これより議案第39号、潟上市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。15番西村議員。

○15番（西村 武） 確認のために質問致しますけれども、この委員長報告の中の1ページのところに、委員からの作業区域面積、こういうものの範囲の中での質問がありまして、そこで第13条の規定により面積規模、これはわかりますけれども、規制基準に適合しない土砂となっていますけれども、その適合しない土砂はどのような土砂なのか。

そしてまた適合する土砂はどのような土砂なのか、その辺のところをひとつ審査がありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 10番佐藤委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 13条を適用するということについて、土砂の細分については説明もございませんでした。

○議長（千田正英） 15番、再質問ありますか。

○15番（西村 武） そこで例えばパトロールを強化し指導する、これはわかりますけれども、適合する砂、あるいは適合しない砂というのはだれが確認するのかですね。これはこれからの例えば不動産業を行っている方々にとってはいろいろ気を使っていかなければならない問題なのでそこで今確認しているところでございますので、委員長、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（千田正英） 10番産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） この条例は、ご承知のように県内唯一といいますか、初めての条例化でありまして、細部については質問も委員からの発言もありませんでしたし、詳細についての説明はございませんでしたので、これからということかと推察します。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

○15番（西村 武） 委員長にひとつお願いをしておきますけれども、これからはこの商売する方々は大変重要なことでありますので、何かの方法でひとつそういう適合する砂、あるいは適合しない土砂、そういうものについての報告なり、あるいは広報のあたりでその点をひとつ市民に知らせるべき、そういう措置を取った方がいいんじゃないかと思っておりますけれども、その点のところをひとつお願いします。

○議長（千田正英） 10番産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） しっかり当局の方へ精査するように、また、広報等で広報するように話してみます。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。17番堀井議員。

○17番（堀井克見） 委員長、御苦労さん。

今あなたの答弁の中で県内初めてだと、全国初めてだかどうかわかりませんがね。ですから詳細も審査もしなかったし、説明もなかったしという趣旨の答弁がありました。県内初めてだから、まずね、県内初めてだから逆にそういうことはやはり所管の

委員会として、しかも委員会を司る委員長としてきちっとそこはやはり精査をし、そしてこの委員会に報告すると。私はそうだと思いますよ。そうすれば、この点について何も審査しないでオーケー出たと、こういうことの解釈なんですか。説明したでしょう。全協でもあのおり細に入り微に入り事前説明があり、協議したんですが、いよいよ条例化という中で付託を受けた所管の委員会でもって審査しないでオーケーというのはあり得ないことでしょう。ですから今、別に委員長の答弁に対してクレームつけるわけじゃないですけども、姿勢の問題として笑ってる場合じゃないですよ。だれか必ずやはり何らかの形で説明は当然提案者はするでしょうし、委員会からあったと思います。そこをね、なければいいとかってただ済むんじゃないでして、あったら正直にあなたちゃんと答弁しなさい。

それからもう一つ、この間から気になってる文言というのは、実は「無秩序」という言葉があるんですが、所管の部長なり課長なり、今、委員長も含めてなかなか表現しにくい言葉。例えば私国語的にちょっと弱いんですが、「秩序がない」という形にした方が非常に読みやすいし、表現しやすいわけですが、そこら辺は何ら質疑の対象にならなかったのかどうか。「無秩序」という言葉も確かにね、ひとつの言葉なんですが、「秩序がない」という形にした方が非常にしゃべりやすいし、また聞きやすいということもありますので、そこらを含めて質疑ありませんでしたか。いかがですか。

○議長（千田正英） 10番佐藤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 初めての条例化ですので規則、細則で規定していくものと考えますけれども、前のですね、この法律の条例の設置する経緯についても委員で質疑がありまして、そのときは県の認可権限であったと。市に移譲された段階であったのでということも話しておきながら、最終の埋立ての土砂については産業廃棄物が混入していたため中止したと、こういう産業廃棄等が混入した場合は直ちにこの条例に反することになります。規則など作ると思われしますので、条例の中には土砂と、土砂および土砂に混入し、または付着したものを処理および清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物以外のものもうたっております。条例の2条であります。

以上です。

○議長（千田正英） 17番、再質問ありますか。

○17番（堀井克見） ちゃんと審査してるじゃないですか。先ほどの答弁と全く整合性ないですよ。あなたの職責上、あったことは素直にね、オープンに報告する責務がある

の。わかりましたか。何か条例とか規定を作るかもしれませんが、「かもしれません」とかいうのは、これ何を意味してるんですか。もう少し掘り下げて教えてください。

○議長（千田正英） 10番産業建設委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 言い過ぎました。答弁の「規則を作るかもしれない」を削除しまして、その話はありませんでしたので事実をお伝えして答弁にかえます。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。4番藤原議員。

○4番（藤原幸作） この適合作業が1,000㎡ということにつきましては、前の全協でも面積に問題があると、いわゆるザル条例になる可能性があるということを申し上げたことがあるわけですが、その関係で見て、13条でもっていわゆるこれはパトロール等を強化して指導するという回答があったということですが、13条につきまして罰則、両罰規定、これについての審査のことについてはあったかどうかという1点。

それからもう一つこの中で大事な点は、いわゆる作業区域が問題あると思うんです。

その作業区域についての審査の経過があったかどうか。この2点についてお尋ねします。

○議長（千田正英） 10番産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 作業区域についてですけれども、その現地1,000㎡以内、区域ということは、そこを指して説明しておりました。面積1,000㎡というのは開発面積で開発許可の関係がありますので、1,000㎡にしたとの説明でありました。

罰則については、他の市町村に比べて厳しく罰則を設けてるところを二、三挙げてほしいという質疑がありました。その中で、この条例を制定している市町村はないと。この条例を制定しなければならなかった要因と、それから条例、今作る歴史的なものと、産業廃棄物に係る認識、許可、現場発生土の埋め戻し認識等ありまして、自治法の最高罰則規定を設けたようだが、この条例以外での最高罰則とはどのようなものであるかという質問がありました。その説明の中には、外部監査を行った際の守秘義務違反が最も重いのではないかと。これに匹敵する条例ということです。

○議長（千田正英） 4番、再質問ありますか。4番。

○4番（藤原幸作） 私の質問の要旨は、13条につきましてはいわゆる罰則規定、両罰規定が適用にならないと、こういうことありますので、その罰則について関連する審査経過があったかどうかということでもあります。というのは、この1,000㎡以下のものについては13条を適用すると、こういうことですが、13条については、1,000㎡以下については罰則も両罰規定もない規定になってるはずですが、そのことについての審

査があったかどうかということ。

それから区域については、例えば作業の区域は1,000㎡以上となっておりますけれども、そのいわゆる作業区域というのは例えば両方にいろんな区域にまたがった場合と、その大きな区域で取るか、その地域というのは恐らく今後そこら辺の規則等で検討すると思っておりますけれども、そこら辺の審査経過があったかどうか、そのこと2点です。

○議長（千田正英） 10番佐藤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） ちょっと13条で罰則規定が適用しないと解釈しているようですが、どこに記載されておりますか。逆にお伺いしたいんですが。13条の条例見てください。読み上げますか。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

.....
午前11時41分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

暫時休憩します。

午前11時41分 休憩

.....
午前11時42分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

10番産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 法律の解釈が私とは大分違いまして、3条では、この法律の適用を書いているわけですし、適用除外には前条の規定にかかわらずということで文言が書いてあるわけで、13条はその作業行為を行ったものを規制しておるわけで、全部該当するという解釈、私はしてますけど間違いでしょうか。

○議長（千田正英） ほかにございませんか。再々質問。4番。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 議長、休憩してください。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前11時43分 休憩

.....
午前11時47分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開致します。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 委員から作業区域面積の適用範囲についての質問があり、基準は1,000㎡以上とし、それ以下のものについては13条の規定により面積規模にかかわらず規制基準に適合しない土砂等の埋立てを規制することとし、また、パトロール等を強化し指導するとの回答がありまして、委員納得したところであります。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

原案に反対の方の発言を許します。反対の方いらっしゃいませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。1番中川議員。

○1番（中川光博） それでは、本条例（案）に賛成する立場から討論を行います。

209年3月16日、土砂採取事業者による潟上市天王追分西地区へ10トン車3,000台分相当の膨大な産業廃棄物が混在する建設残土が、土砂を採取した穴に埋め立てるために搬入されたことが判明致しました。この日を境に、私たちは憲法で保障されている市民の生命の安全と財産を環境の破壊と地下水の汚染からどうやって守っていくのかという根本的な課題を突きつけられました。リスクマネジメントのあり方を根本から問われることになったのです。幸い搬入された残土は、住民運動の高まりや行政指導により2009年8月、すべて最終処分場等に搬出されました。潟上市行政は二度と同じリスクを許さないため日本一厳しい条例の制定を決断し、1年という時間をかけてこの6月議会に秋田県初の本条例（案）を上程しました。決意の大きさを物語るものではないでしょうか。この条例の制定という困難な課題に真っ正面から取り組み、市民の生命と財産を断固として守り抜くという行政の強い姿勢に私は敬意を表します。策定に尽力された職員の皆様にも感謝を申し上げたいと思います。

また、条例の罰則規定では、地方自治法で定められている最高の罰則を条例化致しました。ここにも環境の破壊、地下水の汚染は断固として許さない潟上市の決意を垣間見る思いが致します。

この条例は土砂等による土地の埋立てに伴う災害と地下水汚染の防止の側面から制度化されています。特に、第1条の目的の中に地下水などの自然環境の保全をうたっており、環境の破壊、地下水の保全について市の責任と強い姿勢が貫かれた格調の高い条例

ではないでしょうか。今後はさらに飲料水をすべて地下水に頼る潟上市が、地下水を市民共通の財産として位置づける全く新しい観点から地下水保全のための総合的な対策に取り組むことを提案致します。

潟上市環境基本条例第8条で定めるとされている潟上市環境基本計画にその対策を盛り込み、すべての市民が地下水の保全に取り組めるよう早期に潟上市環境基本計画を策定することを要望したいと思います。

以上の観点から本条例に賛成するものです。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、平成22年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 2点お伺い致します。

農業振興費なんですけれども、枝豆については機械の購入ということで助成するということが挙げられておりますが、その次に大きなのが今こそチャレンジ農業夢プラン応援事業ということで292万9,000円、これの中身、対象となる等含めて審査された中身をお願い致します。

それから農林水産業費の中の林業振興費なんですけれども、これ対象となる場所が11.08ヘクタール、これどこの場所が対象となっているかということと、あとは今後の林業振興費についての潟上市の構想というか、そういうものももし議論されておりましたらお願い致します。

以上です。

○議長（千田正英） 10番産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 最初に、順序が違いますが13款2項6目の間伐の場所ですが、これは豊川区域です。

それから枝豆日本一については、秋田県が枝豆日本一を目指してやっているということに呼応しまして、ただ潟上市は昨年からもやっておりまして、枝豆作付拡大に資する担い手に対しての機械購入に助成するものでありまして、説明ではハーベスター3台、供給ホッパー3台、サブソイラー1台、選別機2台、マルチロータリー2台と、こういう説明がありました。

それから今こそチャレンジ夢プランについてであります、これも担い手が経営発展プランに基づき導入する施設、機械に対し助成するものでありまして、水稻コンバイン1台と事業費7,100万円、この説明がありました。

委員からは、10%のかさ上げについてどのような内容か質疑がありました。産業課長から、県で産地づくりを推進するもので、生産調整の奨励作物として増やしていく考えであり、県で農業機械に3分の1、市でさらに10%かさ上げをするというもので、292万9,000円を計上しておると、こういうことで実績といいますか、前年度2.5ヘクタールなのが報告致しましたように増加しておると、こういうことであります。

以上です。

○議長（千田正英） 14番、再質問ありますか。

○14番（藤原典男） 農業振興費については理解できました。

それで林業振興費については、場所と、私もう一つ聞いたのは今後の潟上市における農業振興に対する構想について、もし審議されておりましたらお聞きしたいということでしたので、宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 10番産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 振興については特にございませんでしたし、委員からも質問はありませんでした。

以上です。

○議長（千田正英） 14番、再々質問。

○14番（藤原典男） ありません。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。17番堀井議員。

○17番（堀井克見） 委員長御苦労さまです。

6款3項水産業費等で主なるものは生産物供給基盤の機能保全事業にかかわるものだとありますが、この具体的な事業内容というものは、保全事業に係る内容というのはどういうものなのか少しお知らせをしていただきたいと思います。

それから、その対象となる地域が天王、江川漁港だと、2か所あるわけですがけれども、現在がどうなのか。保全をしなければならない背景というのは何が理由なのか。この2点についてお願いします。

○議長（千田正英） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 6款3項につきましては調査の関係でありまして、機能保全計画策定の委託料であります。天王漁港と江川漁港全体を調査に入る予定で、天王漁港は防波堤、護岸、船上げ場。江川漁港については護岸、船上げ場、網干し場、荷揚げ場という所が調査に入るということでありまして、これは老朽とかの関係で度合いを調査すると。そのための委託料であります。よろしいでしょうか。

○議長（千田正英） 17番、再質問ありますか。

○17番（堀井克見） 現状の江川、天王2つの漁港が護岸、あるいは船着き場というか、網干し場、老朽によるものだと。これは天王時代から波状的に予算措置をし、相当、あの種の漁港としてはかなり整備されておるなというのが私どもの印象ですが、老朽化というのはどういう点をとって老朽化というものなのか。水産物の供給の基盤機能保全の事業だということが、老朽によって、そうすればこの事業主体というものは、これ補助金なのか、この事業費というのはね。あるいはまた主体的にすぐやるのか等々含めて堤防の果てまでやるとなれば相当な事業計画、将来におよんでくるわけですがけれども、このあたりの兼ね合いというもの。老朽化というのはちょっと私ピンと来ないんですが、どこをもって老朽化したとかしないとかという判断基準になるのかなと、私どもすぐそばですからかなり機能は十分に果たしておるのかなと。何らかのやはりこれから将来に向けたひとつの事業目的、あるいはまた漁業の振興等々だとすればわかるんですが、老朽化ということが全面に出てくるとすれば、どういう状況を見て老朽化という表現が当たるとかどうか。そこらもいま一度ひとつお答えいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 10番産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 危険箇所修繕工事などありますので、説明を具体的に、質問答弁を申し上げますと、この工事に伴う負担についても伺っておりまして、これは年次計画を立てながら実施していくと。県に補助申請しておりますけれども、事業が採択されれば50%補助であると。財政と相談しながら実施していきたいということでありました。堀井議員おっしゃるような危険な所もあると、こういうところでありまして、その説明でありました。

以上です。

○議長（千田正英） 17番、再質問。

○17番（堀井克見） 今度、危険な所もあるということではいろいろ原因もあるようですね。私は今ね、委員長にお伺いすることは、まさに今、潟上市が天王グリーンランドを中心として7億も8億も通年計画を立てて、そして地産地消のエリアをつくろうとしている。それに新たなメニューとして江川で水揚げされる魚介類を仕入れると。そして地域の振興と、地域経済の振興発展と雇用の確保につなげていくという包括的な目標の中で今事業が進められております。将来に向けてね。そのむしろ基礎整備というか、将来それらに向けての漁協整備をして、将来も頼るための形のための今の入り口かなという解釈を私なりに持っているんですよ。だとすれば、非常にやほりの射たもののやり方だなと、時宜を得たやり方だなということを思うんですが、穴があいたとか錆掛けるとなってくると、どうもね、私の思いと、どうも物の基準が違い過ぎて、やはりこういうふうな将来の保全をしていく、そしてそれにつなげていくんだという議論が所管の委員会としてはなかったのかなと。むしろそういうところをきちっと議論をしていただきたいかったなと。そして当局にもやはり協締めて、将来のビジョンに立って中長期的な事業計画と、そして経済の振興と発展、雇用の確保等々につなげていく、それがひいては天王なり潟上全体の隆隆発展につながっていくと、そういう議論をされたのかなと、してほしかったということなんですが、いかがですか。

○議長（千田正英） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） ご希望のお答えはお返しできません。

○議長（千田正英） なかったのですか。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） ありませんでした。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。12番岡田議員。

○12番（岡田 曙） 委員長に質問致します。

8款5項の住宅リフォームの増額されたことに大変市民は喜んでおりますけども、この増額の業者、何人ぐらい業者が今現在動いているか。業者とリフォームされる件数は違うと思いますけれども、いずれにしてもこれは潟上市内の業者が入っていると思いますけれども、活性化につながっていると思いますけれども、何業者今現在入っているかお知らせくださればと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤義久） 業者の数までは議論ありませんでした。

○議長（千田正英） 12番、再質問ありますか。

○12番（岡田 曙） よろしいです。わかりました。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第50号、平成22年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第51号、平成22年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、陳情第4号、「安全・安心な国民生活実現のため防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続」を求める陳情書の提出について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第4号については、産業建設常任委員長の報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、陳情第4号は産業建設常任委員長の報告のとおり継続審査することに決定致しました。

それでは、これより平成22年度各会計補正予算（案）について、順次起立採決を行います。

最初に、議案第45号、平成22年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について、採決を行います。本案に対する各常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号、平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、採決を行います。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号、平成22年度潟上市老人保健特別会計補正予算（第1号）（案）について、採決を行います。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、平成22年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について、採決を行います。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号、平成22年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)(案)について、採決を行います。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、平成22年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第1号)(案)について、採決を行います。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号、平成22年度潟上市水道事業会計補正予算(第1号)(案)について、採決を行います。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

【日程第15、議員派遣の件について】

○議長(千田正英) 日程第15、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。行政視察研修のため、お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(千田正英) 異議なしと認め、さよう決定されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

これをもちまして、平成22年第2回潟上市議会定例会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

午後 1 2 時 1 0 分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 千 田 正 英

〃 署名議員 菅 原 理恵子

〃 署名議員 澤 井 昭二郎

〃 署名議員 菅 原 久 和